

名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育人材の就業継続及び離職防止を目的として、市内の保育施設等に保育士等として勤務する者に対し、予算の範囲内において、名護市保育士等継続応援給付事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受け設置した保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設をいう。
- (4) 保育施設等 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所をいう。ただし、公立であるものを除く。
- (5) 保育士等 保育施設等に勤務する保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師及び養護教諭並びに認定こども園に勤務する幼稚園教諭をいう。
- (6) フルタイム 当該保育施設等の就業規則において定められている勤務すべき時間数に達する勤務形態である者
- (7) パートタイム フルタイム以外の勤務形態である者

（対象者）

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請日時点で市内保育施設等に勤務しており、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）において、保育士等としての勤務年数が次に掲げる区分のいずれかに該当する者とする。

- (1) 5年目（通算4年以上5年未満）
- (2) 8年目（通算7年以上8年未満）
- (3) 11年目（通算10年以上11年未満）
- (4) 定期（11年目受給から通算3年毎）

2 前項の規定にかかわらず、現に勤務する保育施設等の施設管理者の職にある者は交付対象者としない。

3 第1項の規定にかかわらず、市内の保育施設等での勤務年数が11年以上である保育士等が、初めて助成金の交付を受けようとする場合は、第1項第4号の区分とし、交付対象者とする。

（勤務年数の算定）

第4条 勤務年数の算定は、次の各号によるものとする。

- (1) 市内の保育施設等で就労する期間を通算する。
- (2) 勤務年数の数え方については、12月を1年とする。
- (3) 月途中の採用者については、勤務を開始した翌月を初月とする。
- (4) 月途中の退職者については、当該月を要件該当月に含めないものとする。

(5) 産前産後、育児、疾病等による休職期間は、算入できるものとする。

(6) 過去に保育士等として市内の保育施設等に勤務していた者が、名護市保育士等緊急確保事業助成金（以下「緊急確保事業助成金」という）の交付を受けていた場合は、初めて緊急確保事業助成金の交付を受けた年度を1年目とする。

（助成金額）

第5条 助成金の額は、別表に定める額とする。

2 勤務形態は、毎年度の基準日時点に該当するものとする。ただし、基準日時点において、勤務していない者については、当該年度中の勤務を開始した日における勤務形態とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付申請書（様式第1号）を、市長が定める日までに市長へ提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 申請者情報一覧（様式第3号）
- (3) 誓約兼同意書（様式第4号）
- (4) 資格証等の写し
- (5) その他市長が必要とする書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、審査の上、助成金の交付の可否を決定し、名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定に基づき交付決定を受けた者は、名護市保育士等継続応援給付事業助成金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消又は返還）

第9条 市長は、第7条による交付決定後、当該決定を受けた者が虚偽その他の不正の手段により交付決定を受けていた場合は、規則第16条及び第17条の規定によりその全部又は一部の決定を取り消し、助成金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

区 分	助成金の額	
	フルタイム	パートタイム
5年目	50,000円	25,000円
8年目	70,000円	35,000円
11年目	100,000円	50,000円
定期	50,000円	25,000円

名護市長 殿

氏 名
住 所
勤務施設
連 絡 先

名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付申請書

下記のとおり、名護市保育士等継続応援給付事業助成金の交付を受けたいので、名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

記

1 助成金の申請区分及び申請額

申請区分：_____

勤務形態：_____

申請額：_____円

2 添付資料

- (1) 雇用証明書
- (2) 申請者情報一覧
- (3) 誓約兼同意書
- (4) 資格証等の写し
- (5) その他市長が必要とする書類

雇用証明書

施設名	
施設所在地	
代表者名	⑩

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

記

① 氏 名	
② 職 種	
③ 採 用 年 月 日	年 月 日
④ 雇 用 形 態	フルタイム or パートタイム ----- 月に 日勤務
⑥ その他特記事項	

様式第3号（第6条関係）

申請者情報一覧

氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
住 所	〒	
勤務する施設		
有する資格		
登録番号		
登録年月日		
勤 務 歴	(例)〇〇保育園	平成△年△月△日～令和□年□月□日
勤 務 年 数	年 か月（ 年4月1日時点）	

名護市保育士等継続応援給付事業助成金に係る情報が上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

（本人署名又は記名押印）

様式第4号（第6条関係）

誓約兼同意書

名護市保育士等継続応援給付事業助成金の交付申請に当たり、次の事項について、誓約又は、同意します。

- 1 交付申請の審査に当たり、名護市が審査に必要な情報を公簿等により取得することに同意します。
- 2 継続して市内保育施設等で、保育士等として勤務する意思があることを誓います。
- 3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けていたとして名護市から助成金の返還を求められた場合は、交付を受けた助成金を返還することに同意します。
- 4 税法上の確定申告等、必要な行動をとることに同意します。
- 5 助成金に係る税金等の調査のために、国や地方自治体から報告を依頼された場合、もしくは報告の必要があると判断した場合については、助成金に係る情報提供することに同意します。

年 月 日

（本人署名又は記名押印）

第 号 幼保指令市護名

住所

年 月 日付けで申請のあった、名護市保育士等継続応援給付事業助成金については、下記のとおり交付することと決定した（下記の理由により、不交付とすることと決定した）ので、名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

市長護名

記

- [illegible]

年 月 日

名護市保育士等継続応援給付事業助成金請求書

名護市長 殿

住所
氏名 印

名護市保育士等継続応援給付事業助成金について、名護市保育士等継続応援給付事業助成金交付要綱第 8 条に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円
------	---

振込口座	金融機関		預金種目	
	支店名			
	口座名義人		口座番号	